

2-7 許可又は不許可の通知等（法第35条）

法第35条（許可又は不許可の通知）

都道府県知事は、開発許可の申請があったときは、遅滞なく、許可又は不許可の処分をしなければならない。

2 前項の処分をするには、文書をもって当該申請者に通知しなければならない。

(1) 開発区域の規模、内容等によって一律に取り扱えないが、開発許可の申請があったときは、遅滞なく許可又は不許可の処分を行わなければならないとされており、本県における行政手続法による標準処理期間は60日（土木事務所、石巻市及び大崎市許可の場合は40日）である。当該処理期間は許可又は不許可の処分に至る概ねの目安であり、また、申請者が補正に要する日数はこれに含まれないこととなる。

なお、行政手続法の規定により、不許可の処分をする場合は同時に不許可の理由が示されることとなる。

(2) 処分の効力発生時期は、民法第97条の到達主義の一般原則により、その通知が被処分者に到達したときである。到達とは、相手方が受領し得る状態におかれることであって、相手方が現実には了知しなくても社会通念上了知し得るべき客観的状态を生じたと認められれば到達したこととなる。

2-8 許可の条件（法第79条）

法第79条（許可等の条件）

この法律の規定による許可、認可又は承認には、都市計画上必要な条件を附することができる。この場合において、その条件は、当該許可、認可又は承認を受けた者に不当な義務を課するものであってはならない。

本法による許可等には防災や開発行為の適正な施行等を目的として、必要に応じて次のような事項について条件を附するものとする。また、「不当な義務」とは、都市計画を推進する上で必要とされる合理的な範囲を越えて私権を制限する場合のことである。

なお、市街化調整区域において許可要件に形態制限や規模制限がある場合は、予定建築物等の制限内容を附するものとする。

- ① 工事中の降雨等に対し、土砂の流出等の災害がないよう必要な措置を講ずること。
- ② 当該許可のあった日から1年間工事が未着手の場合又はこれと同様な状態にあると認められる場合には許可を取り消すことがあること。
- ③ 開発行為を中止又は廃止する場合は、工事によって損なわれた公共施設の機能を回復すること。
- ④ 予定建築物等の用途